

暮らしサポート



「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要！

何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近では電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの不在通知が入っていた。受け取り拒否をしてよいか。 (80歳代 女性)

【ひとこと助言】

特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。贈答品などの可能性もあるので、まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。



～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

消費生活緊急情報

～物干し竿の移動販売トラブルにご注意！！～

物干し竿が古くなったので、車で近所を回っていたさおだけ屋を呼び止めた。「ステンレス製で、この場でカット加工する。代金は1本19,800円。」と言われ、高いと思ったが購入することにした。「作業が終わった。」と声をかけられ屋外にでると、頼んでいない屋外設置の物干し台が修理されており、修理代を含め15万円を請求された。修理代金の支払いを拒否したが「古くて修理が必要だった。資材を加工して修理したので解約できない。」と強い口調で言われ、怖くなって現金で支払った。業者の領収書に書かれていた住所、電話番号をネットなどで確認すると架空のものだった。お金を返して欲しい。

【ひとこと助言】

注文していない修理代金などの請求を受けた場合は、その場で払わないことが大切です。無理やり支払いを求められ、断ることが難しい場合は、周囲の人や警察に電話して助けを求めて下さい。業者の住所や電話番号が架空のケースもあるため、車のナンバーを記録しておくのもよいでしょう。

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】 3月4日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】 美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎1888 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379